

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 2 月 21 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	子ども未来部 子ども政策課 (電話3811)

意見	措 置 状 況
<p>1 適正な工事発注について</p> <p>子ども保育課は、熱中症予防及び新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、遮光ネットを取り付けるために施工した金具設置工事について、積算した結果、1か所については合見積による随意契約とし、14か所については一者随意契約により受注者を決定した。</p> <p>当該工事の目的を達成するには1日でも早く工事を完了する必要があることから、適正な見積期間や工期を確保するために、やむを得ず保育所ごとに発注したとのことであるが、結果的に全ての工事の発注がほぼ同時期であり、まとめて発注できたのではないかと、また、合見積を取ることができたのではないかとという疑問を持たれる結果となっている。</p> <p>このことから、工事発注においては、公平性及び経済的合理性を確保するとともに、恣意的に分割発注したのではないかと疑われることのないよう計画的な発注に努められたい。</p>	<p>契約事務研修(請負関係)の資料を用いて、適正な工事発注について職員間で周知及び研修を行い、下記3点について、再度確認を行った。</p> <p>発注において</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、特定の業者と契約することを目的として、公平性・経済的合理性に反する形で、恣意的に分割してはならないこと。 2、契約価格がより低廉となるように、各保育所の工事、修繕、手数料、備品の購入等、まとめて発注可能なものはないか、保育所の主管課として意識して業務にあたること。 3、意見にある「計画的な発注」として、とりわけ施工完了時期が明確な工事については、予算確定後、速やかに、設計書の作成、関係部署及び業者等との調整を行い、進捗について係内での共有に努めること。

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	子ども未来部 令和3年度分(必要に応じて令和2年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 4 年 2 月 21 日
提出日(最新提出日)	令和 4 年 4 月 28 日
担 当	子ども未来部 子ども政策課 (電話3811)

意見	措 置 状 況
<p>2 適正な事務執行について</p> <p>令和元年度の定期監査及び行政監査において、子ども遊び場について、他部局の土地の一部を使用しているものがある場合、岐阜市公有財産規則第18条は、使用承認として、他の部局の公有財産を使用する場合、当該公有財産を所管する部長に、公有財産使用承認申請書を提出し、公有財産使用承認書の交付を受けなければならない旨規定しているが、土地の所管部局へ公有財産使用承認申請書の提出をしておらず、公有財産使用承認書の交付を受けていないものがあったため、適正に処理するよう指導した。</p> <p>これに対し、令和2年度に土地の所管部局へ必要な申請手続きを行っていくとの報告があった。</p> <p>しかしながら、令和3年度の申請状況を確認したところ、必要な申請手続きが行われていなかった。</p> <p>以上のことから、監査で指示された事項について、その対象となった部署で対応するとともに、子ども未来部としても履行を確認されたい。</p>	<p>令和3年度中に土地の所管部局へ公有財産使用承認申請書を提出し、公有財産使用承認書の交付を受けた。また、子ども政策課においても、上記の申請及び承認書の交付について確認を行った。</p>